

推薦事務の留意点

(候補者勤務先の事務担当者様へ)

三重県雇用経済部ものづくり・イノベーション課

平素は科学技術分野の文部科学大臣表彰創意工夫功労者賞の候補者推薦事務にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、提出書類は、別紙『令和2年度科学技術分野の文部科学大臣表彰推薦事務要領（令和元年5月文部科学省研究振興局）』を十分ご精読いただき、推薦事務要領及び様式記載の作成上の注意を守って下さい。また、下記の事項についてもご留意いただき、適切にご記入いただきますようお願い致します。

記

1 創意工夫功労者賞 候補者調査書（文科省様式創工1）

受賞者の決定は書類選考によりますが、書類の記入内容について毎年多くの質疑が文部科学省から寄せられます。調査書の記入内容が不明瞭な場合や推薦事務要領が定めたルールに反する場合には、たとえその功績が大きいものであっても賞の選考においては著しく不利となりますので、ご記入にあたっては十分な注意をお願い致します。

①候補者調査書の共通事項について

- ・フォントサイズは10.5pt以上とすること。
- ・調査書のページ数は2ページを超えないこと。
- ・プリントアウトは片面印刷とすること。
- ・用紙サイズはA4判のみとすること。
- ・余白の寸法を変更しないこと。
- ・必要事項についてはもれなく記入すること。
- ・様式創工1上部の破線枠は、提出時には削除したうえで提出すること。
- ・現住所については、郵便物の不着、転送の煩を招くことのないよう正確に記載すること。
- ・丁目、番地、号等については、ハイフン（-）でつなげて記載すること。
(例：1丁目2番地3号の場合は、1-2-3のように記載。)

②推薦順位について

- ・この調査書の推薦順位欄には順位を記入しないこと。

③候補者について

- ・候補者氏名のふりがなを必ず記入すること。また、戸籍簿等に記載の字画の通りに、正しく楷書で記載されていること。
- ・理工系の大学卒業者でないこと（ただし、就業中に夜間の大学を卒業した者は表彰対象となる）。
- ・令和2年4月1日時点で、同一会社に継続して5年以上勤務していること。また、株式会社は（株）と記載すること。
- ・令和2年4月1日時点で、地位上の制限を満たす企業等の職員が表彰対象のため、同時点で退職予定の者や地位の変更（管理職へ昇進）等が見込まれる者は推薦しないこと。
- ・三重県への推薦は、候補者1人につき1つの業績に限る。
- ・候補者（所属機関も含む）は、訴訟が係争中、公正取引委員会による取り調べ、不祥事の報道がなされるなどのことの無い大臣表彰を受賞するにふさわしい者であること。
- ・候補者の年齢は令和2年4月1日現在の満年齢を記入すること。

④現在までの受賞の有無について

- ・受賞歴がない場合は必ず記入欄に「なし」と記載すること。

⑤業績名について

- ・語尾は「考案」、「改良」、「改善」のいずれかとし、平易な表現（製品の品番、社内用語を用いないこと）とし、語尾を含め合計23文字以内とすること。

【考案】：新たに技術、物などを製作、創造した場合。

【改良】：既に存在する技術、物などのそれ自体を改め良くした場合。

【改善】：既に存在する技術、物などの用い方（工法、方法など）を改め良くした場合。

- ・句読点、括弧、カギ括弧、疑問符や感嘆符等（（ ）「 」・、。？！）を使用しないこと。
- ・商標・商品名・会社名を使用しないこと。
- ・文部科学大臣表彰に相応しい表現を用いること。
(「らくらく」、「一発」、「誰でも簡単」などの表現は用いない)

⑥創意工夫の内容及び実績について

- ・適宜、説明に役立つ写真や図表等を欄内に挿入するか、補足資料として別紙（ページ数は必要不可欠な範囲で任意）で添付してください。（補足資料を添付する場合は補足資料へも候補者名と業績名の記入を忘れないこと。）

2 創意工夫功労者賞 候補者一覧表（文科省様式創工2）

- ・氏名と業績名にふりがなを記入すること（ルビ機能）
- ・表彰式実施の際は、記載いただいたルビの通りにお呼びします
- ・一つの候補者勤務先において複数の候補者を推薦する場合は、必ず候補者の各勤務先において推薦順位を付すこと
- ・社内表彰等の受賞歴は、候補者調査票（様式創工1）の4に記入した表彰名のうち代表的なものを1つ記入すること

3 推薦事務担当者調査表

受賞候補者勤務先の事務担当者をこの様式によりお知らせください。文部科学省や三重県からの質疑・確認や、三重県からの表彰状等授与式実施のご案内の際にお知らせいたします。複数名お知らせいただく際は、主となるご担当者を**太字**としてください。

4 戸籍抄本または住民票（個人番号〔マイナンバー〕の記載にないものに限る）のいずれか1点

【重要…平成31年4月1日以降に発行されたものに限ります。マイナンバーが記載された住民票は受付できません。
本籍、筆頭者、世帯主、続柄の各項目は謄写を省略して差支えありません。
なお、表彰式の際にお渡しする表彰状はご提出いただく戸籍抄本または住民票に記載の表示と同一になります。】

5 お問い合わせ先

三重県雇用経済部ものづくり・イノベーション課 庄山（昌）、出口
〒514-8570 津市広明町13番地
電話：059-224-2393 ファクス：059-224-2480
電子メール：monozu@pref.mie.lg.jp